

令和4年度 部局経営目標（達成状況）

年度	令和4年度	作成日	令和5年3月31日
部局名	生活環境部	部局長名	今石 久嗣

（1）部局の役割・使命（ミッション）・経営方針

1 「共生社会まにわ」、「ジェンダー平等」の推進【No.5：ジェンダー平等を実現しよう】

・全ての人が尊重され、平和で明るく住みよいまちに向けて、人権教育・啓発を進め、性別や個性にかかわらず誰もが共に輝く社会の実現に努めます。

2 安全安心のまちづくり【No.11：住み続けられるまちづくりを】

・市民生活の安全安心を高めるため、市民とともに地域防犯力の強化と、困りごとや、ひきこもりなどの新たな相談に対する体制強化に努めます。

3 国民健康保険事業の安定運営と後期高齢者医療制度の維持【No.3：すべての人に健康と福祉を】

・特定健診などの受診率向上やスポーツを通じた健康づくりなどに取り組み、国民健康保険事業の安定運営と後期高齢者医療制度の維持に努めます。

4 地域循環共生圏の創造と環境学習・SDGsの推進【No.17：パートナーシップで目標を達成しよう】

・自然や文化、人の暮らしを生かした賢く成長し進化する自律的な共生圏を、上流と下流・里山と里海との連携を進めながら市民とともに創造し、SDGsの理念に沿った、環境学習の一層の充実や2050年二酸化炭素排出実質ゼロの実現に向けた事業を展開します。

5 資源循環型社会の実現とエネルギーエコタウン真庭の推進【No.7：エネルギーをみんなにそしてクリーンに】

・生ごみ等を原料とした液肥の農業利用促進と、資源化施設建設事業による資源循環型社会、バイオマス発電など自然再生エネルギーによる地域エネルギー自給率100%、「エネルギーエコタウン真庭」の実現に向けた取り組みを推進します。

6 持続可能な廃棄物処理の仕組みづくり【No.12：つくる責任、つかう責任】

・真庭市の廃棄物処理の現状と課題を市民に周知しながら、老朽化している施設・設備の延命化と統合へ向けた検討を進め、最終処分場の用地検討に取り組みます。

7 利便性と回遊性のある公共交通環境の整備【No.11：住み続けられるまちづくりを】

・市民生活にとって便利で循環性のある「まち」を目指し、まにわくんの安定的な運行と「共助による地域のあし」の構築や新たな地域交通の検討により地域内交通の充実を図り、さらに高速バス・JR等との接続性向上、利用促進等に取り組みます。

8 スポーツや文化を楽しめる環境づくりと交流促進及び地域振興【No.4：質の高い教育をみんなに】

・誰もが気軽にスポーツや芸術・文化に触れる機会を提供し、自主的な市民の参加と関心を高めます。さらに、関係団体の支援や人材育成、スポーツ・文化を通じた共生社会の推進などに積極的に取り組み、併せて外部に情報発信することにより、交流・関係人口の獲得に繋がります。

9 市民窓口サービスの向上と事務の効率化【No.11：住み続けられるまちづくりを】

・公証制度の適正な運用を図るため、確実に丁寧な市民窓口サービスを提供します。また、マイナンバーカードの普及に努めるとともに、市民窓口サービスが、市民生活の身近なサービスとなるため、市役所に行かなくても必要な公的証明書が取得できるような事務の効率化に努めます。

(2) 事業成果目標	指標名及び目標値			
<p>1-1 共生社会の推進に向けた取組 真庭市共生社会推進基本方針の基本理念による取り組みとして、市民一人一人が、基礎となる人権意識の醸成に加えて、共生社会の考え方を理解し、思いやり助け合う心で行動できるよう、引き続き、実践に繋がる啓発を推進します。また、市民の幸福追求・自己決定を支援するパートナーシップ制度の周知と理解の促進に努めます。</p>	<p>指標:①パートナーシップ制度の周知啓発のため啓発チラシの作成や職員研修、事業所訪問、中枢連携での協議といった機会の設定数。②講演会・研修会の参加者満足度</p>			
<p>①パートナーシップ制度の市民への周知と理解の促進、共生社会意識の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周知理解促進のための事業 ・職員共通認識 ・他課の制度や民間事業所(病院等)への波及 ・岡山連携中枢での取り組み <p>新たに「パートナーシップ制度(事実婚を含む)」により、お互いが尊重し多様性を認め合い、誰にも参加や活躍の場がある社会の創造を進めます。また、岡山連携中枢都市圏において、岡山市及び県内自治体が連携することで導入のメリットが生かせる運用を検討します。</p> <p>※パートナーシップとは、一方又は双方が性的少数者である2人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合う関係のこと(日常の共同生活を営むこと)。制度としては、地方自治体が、戸籍上の同性カップルに対して男女の婚姻と同等であることを承認し、独自の証明書を発行することによって、一定の制度において夫婦と同等の利用等ができるようになるもの。</p> <p>②人権教育・啓発、人権擁護活動の実施</p> <p>法務局・人権擁護委員や人権教育推進委員と連携を取りながら、小学生を対象とした「人権の花運動」、「人権スポーツふれあい教室」や、一般を対象にした「人権教育講演会」の開催、「人権啓発パンフレット配布」等、さらに、コロナ差別防止・DV児童虐待防止のため、関係機関と連携による人権啓発事業を行い、共生社会の実現を積極的に推進します。また、女性相談、児童虐待と連携したDV相談、犯罪被害者支援相談等を庁内外と連携し、安全・迅速に対応します。</p>	<p>目標値</p>	<p>実績値</p>	<p>評価</p>	<p>次年度への課題</p>
	<p>①5回 ②80%</p>	<p>①5回 ②96%</p>	<p>①岡山連携中枢都市圏での広域運用を目的として、相互利用協定を締結（岡山市、笠岡市、総社市、備前市、瀬戸内市）。また、市内医療機関あてにアンケート調査を実施。チラシを作成し市民周知を行った。 【効果】医療機関へのアプローチが市民啓発の具体的な第一歩となり理解促進につながった。 ②「人権スポーツふれあい教室」に参加した教諭と児童へのアンケートを実施。「人権教育講演会」でアンケート調査実施。</p>	<p>①引き続き「パートナーシップ宣誓制度」の普及啓発を図り、生きづらさの軽減や、理解を促進していきます。 ②引き続き関係機関と連携して、人権啓発等を継続的に実施し共生社会の実現を推進していきます。</p>

<p>1-2 男女共同参画の推進</p> <p>あい・プランまにわ（第4次基本計画）では共生社会推進基本方針に沿って、政策体系を整理しており、男女共同参画社会の実現を進めていきます。女性の視点や意見、能力が男性と等しく活かされるよう、政策形成や地域づくりの場へ女性が参加し易い仕組みと意識づくりを進めるため、審議会等の女性委員の登用を第4次計画の基本目標の1つに掲げており、目標達成に向けて引き続き推進します。</p>	<p>指標:女性委員の割合</p>				
	<p>目標値</p>	<p>実績値</p>	<p>評価</p>	<p>次年度への課題</p>	
<p>1-3 青少年に対する主権者及び消費者教育の強化</p> <p>若者に主権者として責任ある判断と行動を取る意識づくりを行うとともに、真庭市の良さを再確認してもらい、市民の一員として真庭市に関わり、地域のさらなる発展に貢献する意識向上を図ります。</p> <p>①「20歳の集い」の実施(主権者意識・地域との繋がり醸成)</p> <p>開催主旨(「主権者意識の醸成」「真庭市を離れて生活する若者の、故郷を想う心の醸成」「人と人のつながりの構築」「地域の経済循環」「みんなの楽しみ」)を大切にしながら、状況に応じた適切な感染症対策を取り、安全に実施します。</p> <p>②成年年齢引き下げに伴う若者への対策(消費生活)</p> <p>成年年齢引き下げ(2022年4月施行)を踏まえ、消費生活センターの出前講座や啓発事業を高校生・中学生がより関心を持って受講できるよう工夫し、若い世代への消費者教育の充実を図ります。</p>	<p>指標:①式典の安全な開催、②出前講座開催回数</p>	<p>目標値</p>	<p>実績値</p>	<p>評価</p>	<p>次年度への課題</p>
	<p>①1回 ②6回</p>	<p>①1回 ②0回</p>	<p>①令和4年度の20歳の集いは、新型コロナウイルス感染症の市内外の感染状況を把握し、開催しました。入場者制限をはじめ感染防止対策を徹底し、参加・入場できない人への対策としてYouTube配信を行いました。</p> <p>②新型コロナウイルス感染症の動向を見計らって学校とも協議したが、目標の開催数を実施できませんでした。</p>	<p>①令和5年度は、引き続き感染防止に配慮しつつ開催し、市民の一員としての自覚と地域貢献の意識向上を目指します。</p> <p>②引き続き、出前講座や啓発事業に向け、高校・中学校と連携を図り、生徒が関心を持って学ぶ機会を設けることで若い世代への消費者教育の充実を図ります</p>	

<p>2-2 生活総合相談支援室の推進</p> <p>生活総合相談支援室は生活総合相談窓口の機能強化の推進、相談体制の維持促進、専門相談機関や庁内連携の強化充実を図ります。</p> <p>生活総合相談窓口では、市民に身近で安全安心を支える市役所の第一窓口として傾聴し、問題の整理や助言、相談先の紹介、専門相談等への取次ぎ等を行い、市民自身が問題解決することを支援します。令和2年度設置した「新型コロナウイルス総合相談窓口」も継続し、コロナによる社会、経済、生活様式などの急激な変化による不安や生活相談に対応し、新たな相談課題の情報収集や専門機関との連携強化による内容の充実、市民への情報提供や周知、市民講座などを行います。</p> <p>また、消費者安全確保地域協議会(体制整備)については、権利擁護体制を念頭に、引き続き検討を進めます。</p>	<p>指標：①相談満足度(相談に対して方針決定した割合)、②無料法律相談を利用した人数、③「消費者安全確保地域協議会」の設置</p>			
	<p>目標値</p>	<p>実績値</p>	<p>評価</p>	<p>次年度への課題</p>
	<p>①90%以上 ②90人以上 ③1</p>	<p>①87% ②81人 ③1(設置済み)</p>	<p>①相談数66件(実件数)に対し、関係部署に適切に繋ぐなど解決・改善に向かった件数は58件でした。(継続中は2件) ②無料法律相談を利用した件数は81人でした。 ③消費者安全確保地域協議会は、健康福祉部が設置する権利擁護推協議会に組み込んだ形で、令和5年4月1日に設置されます。</p>	<p>①市民の課題解決を支援するため、必要な情報提供や適切な相談先に繋ぐ相談対応の質の確保・向上を目指します。 ②市民の課題解決のきっかけ作りとして、継続的に周知広報し利用者の増加を目指します。 ③健康福祉部が設置する権利擁護推進会議を始め関係部各所と連携・協力しながら、効果的に消費者安全の確保に繋がっていきます。</p>

3-1 国民健康保険事業の安定運営と後期高齢者医療制度の維持 未受診者勧奨や健診後のフォローで特定健診等の受診率向上を図り、医療データを活用した保健指導と医療費の適正化の取り組みを推進します。	目標値	実績値	評価	次年度への課題
<p>①真庭市国民健康保険事業については、平成30年に策定した第3期特定健康診査等実施計画の目標を達成するために、特定健康診査等受診率と特定保健指導実施率の向上に努め、真庭市後期高齢者医療においては、新たな取り組みとして高齢者の保健事業と介護予防を一体的に進める「真庭市高齢者保健・介護予防一体的事業」を関係各課と連携し実施してまいります。この事業では、過去の健診データなどを分析し、個々の状態に合わせた取り組みを行い、医療費抑制や健康診査受診などにつなげてまいります。</p> <p>②真庭市国民健康保険事業では、昨年度に引き続き、未受診者に対して、個別の特性に合わせて受診勧奨を行い新規受診者の獲得と、健診受診者には受診結果に基づく個別情報提供冊子を作成・送付することで、健康意識を高めて継続受診につなげます。また、特定健診受診などのインセンティブとして実施している健康ポイント事業は、新たな保健事業として実施する「運動習慣きっかけづくり支援事業」と絡めた取り組みも行ってまいります。</p> <p>③医薬品の適正な使用については、真庭市国民健康保険事業の第2期データヘルズ計画の目標を達成するために、医療データを活用した重複服薬者への保健指導の取り組み、ジェネリック医薬品の啓発チラシ等を作成・送付し、普及啓発に取り組むことで医療費の適正化につなげます。</p> <p>④今後も岡山県や岡山県後期高齢者医療広域連合など関係機関と連携を取りながら、医療費の適正化に努め、安定した事業運営と制度の維持向上に取り組んでまいります。</p>	①56% ②52% ③80%	① 35.7% ② 0.8% ③ 54.8%	<p>①真庭市国民健康保険事業では、特定健診受診、保健指導利用のための勧奨を実施し、受診率の向上につながりました。真庭市高齢者保健・介護予防一体的事業では関係課と医療データや健診結果を共有し連携して実施しました。</p> <p>②特定健康診査の受診率は前年度の同時期と比較して1.9%上昇しました。健診はAIによる分析を活用した受診勧奨、特定保健指導は電話による利用勧奨を行いました。新たに開始した運動習慣きっかけづくり支援事業では63人、健康ポイント事業は登録者が1,359人で微増しました。</p> <p>③医薬品の適正な使用についてはジェネリック医薬品の活用、健康推進課と連携し多剤対象者の指導を行いました。</p> <p>④各事業で真庭保健所や広域連合の担当課から、医療費分析や関係会議の際の資料作成などへのアドバイスを受け事業を実施しました。</p>	<p>特定健診では、若年層受診率は向上しているものの、未だ高齢層と受診率差があり、若年層に向けた受診勧奨を行う。特定保健指導利用率は県下でも低く、医療機関との連携や電話による利用勧奨を引き続き行う。未利用理由の把握を行う。</p> <p>運動習慣きっかけづくり支援事業では、利用者増加に向けて広報を行う。健康ポイント事業は市民ポイント事業への移行に向けて関係課と連携しスムーズな移行につなげる。</p>

4-1 域外連携による河川環境及び生物多様性の保全 水質保全や河川環境保護、生物多様性の保全の観点から、真庭市中心部を貫く「旭川」清流化の機運醸成を促す「水質一斉調査、かいぼり調査」、「トンボの森づくり事業、津黒湿原の保全」などを、岡山連携中枢都市圏の中心である岡山市を始めとした、下流域の自治体や関係団体と連携して実施します。 また、環境保全や人の暮らし文化を活かした、多彩で持続的な循環型社会構築に向けて、森里川海の関係を見つめ直し、瀬戸内海や山陰とのつながりを強化し、地域循環共生圏の創造を目指します。 〈地域循環共生圏構想で目指すところ〉 ①グリーン・レジリエンスによる災害に強い強靱な社会基盤の構築、②エネルギーや水、食料などの生存に不可欠なものが自給可能な地域の構築、③豊かな自然の維持、④健康で多彩なライフスタイルの実現、⑤ひとものの地域間の自由な移動の保証、⑥環境と共生する新しい経済活動、ESG投資などの呼び込み	指標：水環境・生物多様性保全事業①回数②参加者数			
	目標値	実績値	評価	次年度への課題
①6回②200人	①4回②76名	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、かいぼり調査、トンボの森づくり事業は中止となった。水質調査は予定どおり行った。調査の結果、真庭市内の旭川の水質は概ね良好であった。調査の結果は旭川流域ネットワークのホームページで公開されている。	かいぼり調査、トンボの森づくり事業が従来どおり実施できるよう関係機関と協議を進めていく必要がある。岡山連携中枢都市圏の市町とイベント情報などを相互に広報する取組も始めており、今後一層連携を進めていく必要がある。	

<p>4-2 協働による環境教育の推進</p> <p>SDGs・ESDの理念や第2次真庭市環境基本計画に基づいて、まちづくり、人づくりのための環境学習を、学校や市民団体、さらに岡山市や岡山大学などのESDの先進地等と連携しながら、市民運動として強力に推進し、自然と共生する真庭市ならではのライフスタイル創造につなげます。</p> <p>また、真庭オリジナルの環境学習プログラムを活用して、より多くの人々が学習から得た学びを日常生活に活かし、4R運動やごみの減量化などに取り組んでいけるよう、学校や市民団体と連携し実践の場を増やします。</p> <p>環境美化活動については、従来の地域主体の活動に加え、個人、グループ、企業等にも取り組んでもらえるようなしくみ作りに取り組めます。</p>	<p>指標：①環境学習開催数 ②環境美化活動実践者数</p>			
	目標値	実績値	評価	次年度への課題
<p>①60回 ②80名</p>	<p>①92回 ②97名</p>	<p>環境学習を、92回（学校80回、市民団体12回）実施し、16講座、約1,700人に普及啓発を行った。講座の実施により、環境への意識を高め、日常生活で自ら取り組める事の実践に繋げる事が徐々にではあるができています。保護者と合同の授業ができる学年PTA活動での講座の実施が効果が高いと感じている。</p> <p>各地区の環境衛生協議会で不法投棄パトロールや啓発事業等の地域美化活動等が行われている。</p> <p>また、ごみ拾いイベント「湯原温泉街クリーン作戦」を開催し、個人でも取り組める地域美化活動を行った。</p>	<p>R5年度は、民間企業と連携し、新しく1講座新設。（パナソニック）今後も、時代ニーズに合わせた講座プログラムへ更新していく必要がある。また、講座実施をアウトソーシングすることで業務を効率化するとともに民間の専門知識等を活かし、内容の一層の充実を図る必要がある。</p> <p>各地区での環境衛生協議会の活動に加えて、個人でも取り組める活動も継続して進めていく必要がある。</p>	

<p>5-1 2050カーボンニュートラルまにわの構築</p> <p>2050年温室効果ガス排出量ゼロの脱炭素社会実現を目指す「脱炭素先行地域」への選定を念頭に、地球温暖化対策実行計画「事務事業編」に基づく公共施設の省エネ改修、再エネの導入などを引き続き進めるとともに、地球温暖化対策実行計画「区域施策編」を市民の方や、地元企業、有識者等から広く意見を聴取し策定し、一層の脱炭素化に努めていきます。併せて、意識啓発イベントの開催、使い捨てプラスチック削減のためのマイボトルへの給水スポットの設置や、エシカルな暮らし方の提案事業など市民参加型の取組を行い市民の行動変容を目指します。</p>	<p>指標：市の事業における温室効果ガス排出量の削減量</p>			
	<p>目標値</p>	<p>実績値</p>	<p>評価</p>	<p>次年度への課題</p>
	<p>2026年度に2013年度比42.7%削減（令和4年度は、前年比1%削減）</p>	<p>調査中</p>	<p>クールチョイス事業、エコテイクアウト事業を推進し、市民への意識啓発を進めた。計5回の市民会議を経て、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定した。</p>	<p>地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について市民へ周知し、行動変容を促す必要がある。ゼロカーボンシティまにわ実現に向け、EVの普及促進を図るためEVシェアリングの実証導入や公共施設への普通充電器設置、事業者向けの充電器設置補助金など新たな取組を実施する必要がある。</p>
<p>5-3 ●生ごみ等資源化施設建設の推進 ●</p> <p>バイオ液肥の利用促進</p> <p>ごみ減量化による様々な行政コストの低減やバイオマス資源の活用による地域活性化など、真庭市を持続可能な「まち」として子や孫たちに伝えていくため、令和6年度竣工を目標に生ごみ等資源化施設の整備を進めます。なお、今年度から施設の建設に現場着手します。また、久世地区のみで収集している生ごみを落合地区の一部地域に拡大して収集する予定であり、供用開始後のスムーズな施設稼働に向け、施設管理を行う業者を選定します。</p> <p>生ごみ等資源化施設で生成されたメタン発酵消化液をより使いやすいものにするために、バイオ液肥濃縮施設整備も本年度より着手します。（農業振興課）あわせて、液肥スタンド等の拡充、新規利用農家の開拓、利用作物の研究などによる利用促進とPRを進めます。</p> <p>また、生ごみを出す市民、液肥を利用する農家、液肥野菜等を販売・提供する小売店、飲食店等のネットワークづくりにも取り組みます。</p>	<p>指標：①施設の操業開始、②生ごみ収集量、③バイオ液肥利活用面積</p>			
	<p>目標値</p>	<p>実績値</p>	<p>評価</p>	<p>次年度への課題</p>
	<p>①施設の建設工事の進捗監視、②360 t、③21ha</p>	<p>①進捗率40%(事業費ベース) ②286 t ③20.4 ha</p>	<p>R6年10月供用開始に向け、工事は順調に進んでいる。生ごみ収集量は目標値より下回っているが、液肥散布はほぼ計画どおり実施した。</p>	<p>R6年春以降、生ごみの収集を徐々に市内全域に広げていくため、住民への説明会が必要である。</p>

6-1 廃棄物処理の現状や課題の市民への周知 真庭市の廃棄物処理の現状と課題をわかり易く市民に伝え、SDGs の理念普及と持続可能な廃棄物処理の仕組みを市民が考え実践するきっかけづくりとするために実施した「ごみの行き先確認ツアー」、「廃棄物処理施設見学会」等のPR事業を継続・発展させていきます。 現行最終処分場については、令和3年度末で満杯となるため、新規最終処分場の建設候補地の選定に向けて鋭意取り組みます。 新規最終処分場の建設候補地の選定には、地元同意が不可欠であるため、最終処分場の役割、必要性を周知するために広報紙、SNS等も活用し、イベントの開催以外の周知方法も充実させます。	指標：イベント参加者数			
	目標値	実績値	評価	次年度への課題
	60人	0人	新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動制限により、見学会等のPR活動を未開催とした。	イベント開催も必要であるが、広報紙、SNS等も活用し、イベントの開催以外の周知方法の充実が必要である。
6-2 環境衛生施設の維持・更新 旭水苑、各クリーンセンターなどの環境衛生施設の維持については、適正な維持管理はもとより、生活様式の変化や新技術などの動向を注視しつつ、生ごみ等資源化施設整備の進捗状況に合わせて、市内施設の質と量の最適化に取り組めます。 また、施設再編に向けて、リサイクルプラザのあり方や有害鳥獣の処理なども含め「廃棄物減量等推進審議会」による再編計画の決定を目指します。	指標：再編計画の作成			
	目標値	実績値	評価	次年度への課題
	年内作成	再編計画年度内作成	3回の審議会を開催し、廃棄物処理施設の集約化に向けた方針等の必要事項を定めた廃棄物処理施設集約化基本計画（案）を作成した。	廃棄物減量等推進審議会会長より市長への中間答申が必要である。

<p>7-1 地域公共交通計画マスタープランに基づく事業実施</p> <p>①まにわくんの利便性の向上と適正な運行 学校や主要地点を結ぶ路線やダイヤの見直しをはじめとする利便性向上や、枝線の利用実態を踏まえた適正な運行等について検討していきます。</p> <p>(例：市内高校再編に応じた路線の改編、運賃支払のキャッシュレス化・バスロケーションシステム等によるバス停や乗り継ぎ情報取得の利便性向上、枝線の沿線人口・利用状況等に対する運行規模の検証など。)</p> <p>②共助による地域のあし確保に関する検討及び実証 地域主体で地域の特性にあった具体的な運行形態の検討を振興局や地域住民と連携しながら引き続き行い、地域運行の波及を進めます。また、新たに、市内交通事業者との連携による事業者協力型の有償旅客運送を検討し、行政、地域、事業者が互いに補完・代替できる、効率的で利便性が向上する交通体系の構築を進めていきます。</p> <p>③広域交通ネットワークの持続的利用促進策の検討 コロナ禍による移動自粛は、広域交通に大きな影響をもたらし、JR及び高速バスの利用者の減少は路線の維持・存続が困難という状況にまで達しています。しかしながら、中山間地域における広域交通は、地方と都市を結ぶ、市民生活になくてはならないライフラインとなっています。現在、運休中の高速バス路線の早期の再開を目指すとともにJRも含め、市民への意識として「公共交通は、乗って守る」というコンセプトのもと、利用者の声を聞き、国の動向を注視しながら県や沿線市町と連携して、意識啓発施策やイベント等、持続的利用促進策に努めています。</p>	<p>指標：①1便あたりの幹線利用者数、②新規地域運行の検討、③広域公共交通の利用促進</p>			
	<p>目標値</p>	<p>実績値</p>	<p>評価</p>	<p>次年度への課題</p>
	<p>①10人/便(幹線平均) ②1地域 ③高速バス運休路線の再開、JR姫新線の利用者増</p>	<p>①8.57人/便(幹線平均) ②共助のあしの検討2地域 ③高速バス運休路線の再開に向けた運行事業者等との協議7回、JR姫新線の利用促進事業参加者518人</p>	<p>①まにわくんの利便性については、要望などを受けダイヤや路線の見直しにより向上に努めたが、目標値には至らなかった。また、枝線のオンデマンド化は民間事業者と連携し、R5.10からの実証運行を目指し構築を進めた。 ②共助による地域のあし確保については、1地区で事業化に向けた協議が進んでいる。 ③広域交通ネットワークについては、JRが厳しい収支状況を公表したことを受け、姫新線存続と利便性向上のため利用促進に市民に対する危機意識や機運醸成を図る取り組みを実施した。また、高速バスの運休解消に向けて協議を事業者と協議を重ねたが、再開には至らなかった。</p>	<p>①引き続き利便性の向上を意識し、必要な見直しを進めるとともに、利用者の少ない枝線を、ニーズに即した交通に転換する必要がある。 ②市域周辺部の交通のあり方について、福祉部署とも連携しながら検討する必要がある。 ③JRについては、引き続き利用意識の醸成を進め、地域の財産として価値の向上に努める必要がある。高速バスは、事業者と連携した利用促進策や利用PRなど、これまで以上の施策の構築が必要。</p>

<p>8-2 学校や地域におけるゴールデンエイジ期のスポーツ文化機会の充実</p> <p>子供の頃から文化・芸術に触れ親しむことは、将来において優れた感性を育むことにつながり、またスポーツを通して体を動かす楽しさや喜びを覚えることで、心の成長と体力の向上や運動神経の発達につながります。</p>	<p>指標：①参加学校（団体）数、②参加者アンケートによる「参加して良かった度（％）」</p>			
<p>このため、引き続き市内の小・中学校に出向き、生徒等を対象に質の高い音楽、演劇、伝統工芸、伝統芸能などに触れる機会を設けていきます。また、幼児期から支持運動やマットなど運動をする機会を提供する派遣活動や教室を実施します。さらにこれらを指導できる人材育成を進め講師の確保に努めます。</p>	<p>目標値</p>	<p>実績値</p>	<p>評価</p>	<p>次年度への課題</p>
<p>「芸術アウトリーチ事業」では、今までの事業内容に加え、新たな講師確保や学芸員による学校授業でのアート体験などを検討します。</p> <p>また、普段芸術文化に触れる機会の少ない社会福祉施設入所者などへのアウトリーチや鑑賞機会の提供も積極的に行います。</p> <p>さらに、子どもたちから大人への波及効果により、市内全体の芸術文化、スポーツへの関心を高めることで、より一層の振興を図っていきます。</p>	<p>①15校 （団体） ②100%</p>	<p>①16校 3団体 ②100%</p>	<p>芸術アウトリーチ事業では、新型コロナウイルスの影響はあったものの、16校で延べ1,198名が体験。比較的順調に実施することができ、質の高い芸術文化に触れる機会の少ない子ども達にとって貴重な機会となった。新たな取組として、山崎監督による映画の鑑賞体験を実施。作品を解説付きで鑑賞することで、作品からのメッセージを受け取り考える。また、制作技術などを理解するきっかけとなった。</p> <p>運動遊びの依頼については、4件程度であり、新型コロナウイルスの影響で集まりが少なかった。幼児体操教室では、定員20名に対して、14名の参加であったが、幼児期に必要な身体能力や非認知能力の向上の一端になった。</p>	<p>コロナの影響もあり、社会福祉施設での実施がかなわなかったが、引き続き芸術に触れる機会の提供を行っていく。また運動遊び派遣依頼、幼児体操教室については、コロナ禍が落ち着いてきて、通常に戻りそうであるため、改めて初心に戻り、対応していく。</p>

8-3 旧遷喬尋常小学校校舎整備・活用事業 旧遷喬尋常小学校校舎保存活用計画をR4年度・R5年度にかけて策定します。保存活用計画検討委員会を設置（全体会11名、保存修理部会4名、活用整備部会5名、行政2名）し、文化財建築や構造の専門家、利用団体の代表者など市民の意見をいただきながら、具体的な校舎の活用方法、解体修理や耐震補強の方法、復原時期や、防火・防犯についての検討などを行っていきます。	指標：保存活用計画策定			
	目標値	実績値	評価	次年度への課題
R4・5年度での保存活用計画策定1件	0件	令和5年度の保存活用計画の策定に向けて旧遷喬尋常小学校校舎保存活用計画検討委員会を令和4年7月に設置し、保存修理WGと活用整備WGを設けて計画の各分野について検討を行った。令和4年度での委員会等の開催状況は委員会全体会3回、活用整備WG3回、保存修理WG2回。委員会等を実施した結果、基本構想に基づき解体修理及び耐震補強を念頭に、復原、活用、防災・防犯を進める案が出されるなど計画の方向性が示された。	令和5年度は保存活用計画策定のためこれまで出された意見を取りまとめている。あわせて、市内で唯一の国指定重要文化財建造物で、真庭市が誇る国民的財産である旧遷喬尋常小学校校舎を次の世代へ適切に継承していくために、市民理解や活用してもらうことが重要であり、保存修理工事に向けた市民の機運醸成を図っていく必要がある。	

<p>8-4 多様な文化交流の取り組み</p> <p>文化芸術事業を一体感ある事業として推進し、まちづくり、人づくりに繋げるため、地域資源を活用し、地域住民、芸術家、各教育機関と連携・交流して、様々な催しを開催します。若い世代が地域で学べる場をつくることで、地域資源の魅力に気づき、郷土に親しむ人を育て、増やしていくことを目的とします。</p> <p>1) 芸術に対する関心を高め、市民が主体となった文化・芸術の継続や、新しい文化の掘り起こしによる地域創造を目的として、公益財団法人真庭エスパス振興財団が、市民の行う文化芸術事業に対して補助する事業に支援を行っていきます。</p> <p>2) 令和2年度から開催してきた、まにわ映像カレッジが3年目となり最終年度を迎えます。映像についてより深く学ぶことができる事業として開催してきており、まにわ映像フェスティバルから繋げてきた集大成としての事業を行います。アニメーション作家による展示会やワークショップ、2018年から開催している子どもを対象とした映画ワークショップを引き続き行い、ワークショップで制作した作品は、動画共有サービス等で広く公開します。直接中学校や高校、大学にも声かけするなど若い世代を取り込む工夫をします。</p> <p>3) 「こどもと映画の週末」として、子ども向け映画作品上映を市内数カ所で開催予定、および、映画に関するワークショップなど、子どもにとっての映画事業に対する支援を行います。</p>	<p>指標：参加者数</p>			
	目標値	実績値	評価	次年度への課題
	500人	397人	<p>1) 文化芸術応援事業助成件数（エスパス実施）10件</p> <p>2) まにわ映像カレッジ2022 来場者・参加者数397名 古川タク・モノクローム展とG9+1上映会（23日間開催） 来場者 162名 展覧会関係WS2回、講座4回 参加者69名 映画づくりWS 13名参加、延べ117名 完成試写会49名</p> <p>3) 対象を子どもだけでなく、大人も子どもも楽しめる映画祭として実施した「ニューガーデン映画祭」事業に対して支援を行った。子どもと一流の映画人が出会うことや、大人が口出しせず、子どもたちに考えさせる。映画を通じて学ぶ機会を得ることができた。</p> <p>幅広い年齢層に体験機会を届けるとともに、映画、映像分野に集中的に取り組む、市民が参画しての取組に繋がっている。</p>	<p>市民が主体的に行う文化振興に対して支援お続けるとともに、異なる分野で活躍する方を繋げることで、広がりや新たな芸術文化が根付くよう人材や団体の育成を継続的に行っていく必要がある。</p>

<p>8-5 パラスポーツ普及推進事業</p> <p>・共生社会ホストタウンの登録以来、スポーツでの共生社会の実現に向けて進めてきた、ユニバーサルデザインの施設整備や心のバリアフリー化等の取り組みを引き続き進めていきます。</p> <p>・ユニバーサルスポーツを知る機会として、パラスポーツ選手などによる講演会の開催や、体験の場として、体験イベントを開催するなど、パラスポーツを主にしたユニバーサルスポーツの普及を真庭スポーツ振興財団と連携し行っていきます。</p> <p>・共生社会の環境づくりとして、年齢・性別・障害の有無に関わらず、誰もが参加できるパラスポーツを幅広く普及させていくため、(公財)日本パラスポーツ協会公認の初級障がい者スポーツ指導員の資格(4日間、21h以上)取得ができるよう岡山県障がい者スポーツ協会と連携して、真庭市内で指導員養成講習会を開催していきます。</p>	<p>指標：①ユニバーサルスポーツ関連事業参加者数、②障がい者スポーツ指導員資格取得者数</p>			
	<p>目標値</p>	<p>実績値</p>	<p>評価</p>	<p>次年度への課題</p>
	<p>①400人、②10人</p>	<p>①267人 ②6人</p>	<p>①ユニバーサルスポーツinまにわに約200人、ボッチャ交流大会に24チーム、計267人の参加があった。共生社会の実現に向けて理解を深めることができた。普及には時間が掛かると感じ、各種団体との連携強化が必要。</p> <p>②障がい者スポーツ指導者養成講座修了者が10名あり、そのうち資格を取得した者が6名であったが、障がい者スポーツを支える側の人材育成に繋がった。</p>	<p>来年度も継続的にユニバーサルスポーツの普及や理解が得られるようにイベントをスポーツ振興財団やスポーツ推進委員と連携しながら行う必要がある。また地域でのパラスポーツ普及のために多くの方に受講していただけるよう障がい者スポーツ指導者養成講座を広く周知していく必要がある。</p>

8-6 ミュージアム展示企画事業 ・ミュージアムのテーマである「人と自然が共存する文化」を発信していくため、関連する現代美術などの展覧会と、それに併設して隈研吾建築資料の展示を年3回行います。また、市内の学校や蒜山郷土博物館などと連携したものを含め、年数回のイベントを開催し、魅力ある展示企画を実施します。 ・市内で企画展示を行っている匠蔵（勝山文化往来館ひしお）や真庭エスパス振興財団などと情報交換・広報協力などを行い、蒜山地域のみならず、市全域を意識した活動を行います。 第1回展 現代美術常設展 3月19日～7月3日 柴川敏之展 41世紀の蒜山博物館 隈研吾建築資料展示「治うかたち」 第2回展 現代美術常設展 7月16日～12月4日（予定） 山部泰司展 赤い絵のひみつ（仮題） 隈研吾建築資料展示「読書の建築」（仮題） 第3回展 現代美術常設展 12月～3月 隈研吾建築資料展示と、第1・2回展のワークショップ等の成果展示 （第4回展 現代美術常設展 3月～ 若手作家二人展を企画中）	指標：入館者数			
	目標値	実績値	評価	次年度への課題
	30,000人	18,196人 (R4.4.1～R5.3.31)	柴川敏之展「41世紀の蒜山博物館」(3/19～7/3)、山部泰司展「光る風景、動く山水」(7/16～12/14)、みんなでつくるもの－隈研吾建築資料とワークショップの成果展(12/17～3/5)、文谷有佳里・松村かおり二人展「線からはじまるふたつの世界」(3/18～7/2(予定))を開催。各展覧会でワークショップやギャラリートークなど鑑賞だけでなく、来場者が参加できるイベントも実施し現代美術の魅力を発信することができた。	引き続き、現代アート魅力を発信する展示企画を実施し、リピーターを確保するとともに、SNS等での幅広い層や地域への広報の方策を検討し、ミュージアムの知名度向上を図る必要がある。
8-7 馬と人との共生に向けた取組み ・ホストタウン事業は令和3年度をもって終了しましたが、東京2020大会のレガシーとして、蒜山高原ライディングパークを拠点とした馬術の振興や、市民に馬が親しむことができる存在にしているために、馬や馬術を知ってもらおうきっかけづくりとして、馬や馬術のことを知るための周知イベント、乗馬体験教室、ホースセラピー体験などを行います。また、馬術や馬とのふれあい体験などの普及活動に対する支援や馬術活動等を行っている学生などの人材育成に対する支援などを行います。	指標：イベント参加者数			
	目標値	実績値	評価	次年度への課題
	100人	670人	馬や馬術のことを知るための周知イベント「楽しく学ぼう！馬と馬術」に約70名、乗馬体験教室に3組12名、ホースセラピー体験に約20名、学校でのふれあい体験に2校63名、イベントでのふれあい体験2カ所での約500名が参加し、馬に触れることでの心の安らぎや乗馬体験による意欲や自信の向上、体力・筋力の向上を感じていただくことができました。今後も継続的に実施し、馬や馬術の認知度を上げ、普及を図る。	来年度も継続的に事業を行い、馬や馬術の認知度を向上させていきたいと考えているが、指定管理が令和6年度から更新されることから、指定管理業務の中でこのような事業を実施できないか検討する必要がある。

<p>9-1 マイナンバーカードの取得促進及びコンビニ交付サービスの利用促進</p> <p>確実で丁寧な窓口サービスを提供し、公証制度の適正な運用を図るため、以下の取り組みを推進し、市民窓口サービスの利便性向上につなげます。</p> <p>①マイナンバーカードの交付率向上を図るため、企業や団体等を対象とする出張申請受付を行い、窓口業務 d x 化の推進と合わせて窓口混雑の緩和に取り組みます。</p> <p>②昨年年6月1日から、市役所に行かなくても市の公的証明書を取得できるコンビニ交付サービスを開始しました。コンビニ交付サービスを利用するためには、マイナンバーカードの取得が必要です。企業や団体等を訪問し、マイナンバーカードの申請手続きをサポートするなどマイナンバーカード取得とコンビニ交付サービス利用の P R に努めます。</p> <p>③市民窓口サービスを身近で便利なサービスとして提供できるよう、庁内関係課で構成する「窓口業務改革WG」で窓口業務のデジタル化や業務改革を推進します。</p>	<p>指標：①マイナンバーカード出張申請受付件数、②マイナンバーカード交付率、③コンビニ交付利用件数</p>			
	<p>目標値</p>	<p>実績値</p>	<p>評価</p>	<p>次年度への課題</p>
	<p>①200件 /月 ② 52.9% ③1,000 件/年</p>	<p>①出張申請受付件数84件 /月(4月～12月分) 74企業 分 合計 757人 ② 70.5% (3月末時点) ③1,367 件</p>	<p>①企業や団体等に出向くことにより申請受付件数が増えた。 ②マイナンバーカードの交付率は増加している。 ③マイナンバーカードの取得者が増えたことにより、コンビニ交付利用者が増えた。</p>	<p>マイナンバーカードの利用によるコンビニ交付や、オンライン申請の利便性について更にPRしていく。</p>